

のようなことがありながら、今度の法改正の議論の中では、特別部会でもここは別の部会に任ずみたいな話にどうやらなっているのかなというふうにも思われまして、そういう点も疑問に思っているということをお願い上げて、終わります。

ありがとうございます。

田中茂君 日本を元気にする会・無所属会、無所属の田中茂といいます。

今日は、小木曾参考人、小沢参考人、泉澤参考人の皆様、貴重な時間を割いていただき、本当にありがとうございます。特に、小沢参考人には、身の上まされるような思いで聞いておりましたが、被害者の御遺族という立場でお話をしていただき、本当にありがとうございます。

私、最初にちょっとお聞きしたいのは、小木曾参考人と泉澤参考人にお聞きしたいんですが、これ、二〇〇九年に裁判員裁判施行されました六年たつわけですが、お二人の参考人は当初のイメージというか裁判員裁判のイメージがあったと思うんですが、六年たつて何か違うな、異なるなという印象があったものがあればお聞かせいただきたいんですが、お二人の参考人には是非お願いしたいと思います。

参考人（小木曾綾君） 私が始まる以前に気に掛けていたのは、辞退率がどのくらいだろうとかということですね。

始まる前の世論調査ではかなり多くの国民がやりたくないといふふうに言っていて、実際にその選任手続にどのくらい出てくるんだらうかということに気を掛けておりましたけれども、やってみたら八割方ですが出席しておられて、もちろん今でも若干辞退率の数字に変化があるわけですが、これも。しかし、真面目に出てきて、そして、裁判官に伺いますと、大体会つ裁判官ごとに、裁判員裁判を経験した裁判官に話を聞きますと、裁判員の真面目さであるとか、何といふんでしよう、事実を見る視点は非常に鋭いものがあるとか、傾聴に値するものがあるという感想を聞きますので、そういう意味では、当初心配されていたような、やってみればみただけでもみんなやりたくないというふうなことにはならなかったということが、何か違つたというよりは、印象としてはそういう感想を持っております。

参考人(泉澤章君) 先生おっしゃったように、私も制度が始まる前は非常に懐疑的な部分も多かったです。何度も言いますが、制度自体が従前我々が求めてきたような陪審制度とはやっぱり異なるものであって、裁判官にリードされるような裁判になるのではないが、また、証拠が非常に絞られて、弁護側の主張や立証についても絞られるのではないが、そういう懸念を抱いておりました。

やってみてですけれども、実質六年たって、その懸念が当たっている裁判も残念ながらあるといふふうに思います、聞いておる部分もあります。ただ、率直に私も体験して申し上げれば、もちろん運用がこれからどうなるかにもよるかもしれませんが、せんけれども、裁判官の言ってみれば自分の役割を自覚した上での適切なリードや証拠の絞り方等もして、非常に争つた事件の中でも最近では従前にはない無罪判決なんかも出ているところを見れば、そういう意味でいえば、裁判員裁判は私が当初から申しております国民の司法参加、市民感覚を裁判に反映することによって誤判や冤罪を防止するという観点からいって前進部分はあつたかなと、また大きかつたかなといふふうには思います。

逆に、じゃ、当初思っていたのがそのとおりになつたといふのと悪い面があつたかといひますと、これは私自身は体験しておりませんが、やはり裁判所によつては、合議体によつては非常に、先ほどの話にもありますけれども、主張や証拠を絞ると、今はもうないと思えますけれども、一期は法廷でストップウォッチを持って弁護人が話すのを計っていたと。一分ちょっとオーバーしたとかいふような注意をしたという裁判所もあつて、ちよつと新聞等で騒がれたことがありますけれども、審理計画を最初に決めておくばかりに、それ

にとらわれて、するべき、また、しておかしくないような主張や立証について尽くさないというふうなものも散見されました。今後は是非なくなつてほしいと思えますけれども、その点についてはまだ十分注意するべきかなと思つています。

最後に一つあるとすれば、私自身は国民の司法参加は必要だといふふうに思つておるのです。裁判員裁判が一定の重大事件のみに限つているといふのは、私はこれは何とかならないものかなと、繰り返しますが思つております。非常に被告人が争つて有罪、無罪が注目されるという事件は、実は現在の裁判員裁判の対象事件以外にもたくさんございます。

いろんな審議会の例でも出てきますけれども、痴漢事件とか、私はやっておりませんが、私の友人の弁護人が何人もやっております、かなり労力と時間を使って、いろんな方法を取つて無罪を獲得したり、又は有罪になつたりもしておりますけれども、言ってみれば裁判と格闘しているといふような状況があります。こういったのをむしろ、それこそ通勤電車の中で、満員電車の中でいつも乗る人たちを含めた一般市民の感覚で裁いた方が私はいいのではないかなといふふうに思つています。その意味でも、否認事件で争つている事件については対象を広げていっても私はいいのではないか。

また、先ほど小木曾参考人もおっしゃいましたけれども、国民もこの裁判員裁判の意義というのをやはり自覚して、客体、要するに教え導かれる客体ではなくて自分たちが参加する、民主主義の言ってみれば基礎ですよ、そういうことの自覚をしていく、また、いけるのであれば私はそれを拡大する方向で考えてもいいのではないかと、というふうに思っております。

以上です。

田中茂君 ありがとうございます。

そこで、単刀直入にちょっとお聞きしたいんですが、私も裁判員裁判は続けた方がいいと思っておりますが、今現在、裁判員裁判を、この趣旨を守りながらこれを続けさせるためにどこが一番ネックになるのか、どういうふうに解決すればそれは良くなるのか。もっと国民に浸透させる、そして分かりやすくさせる、裁判員制度をより充実させる、それで一番のネックになるというのは何か、またそれをどうやって解決すればいいのか、そういう解決手段があるのか、その点を三人の参考人の方にお聞きしたいんですが、よろしくお願いたします。

参考人（小木曾綾君） 現在のところ、参加された裁判員のアンケートでは、よい経験をしたというふうにお答えになるのが九割方であると記憶しております。ただ、一方で辞退率がだんだん上

がってきているということが懸念されるという点でありますけれども、制度の趣旨、目的を実現するために、やはり参加への呼びかけはもちろん工夫するんでしょうし、私、学校での教育というのが重要な気がいたします。もしかするとですけど、今回の法案は負担感の軽減にも資するかもしれません。これは強くは申しませんが、

一つ留意すべきは、陪審とか参審員を持つている国の歴史はこれ数百年の単位でありまして、制度の定着や評価には時間がある程度掛かるということではないかと思えます。国民の参加とか、国民が主体的にその問題を考える、じゃどういうことがあればそういう目的が達成されたのかというのは物差しでは測れませんから、制度を維持する際には、もちろん行政府も司法府も努力するんでしょうし、例えば立法府としても、制度の維持普及に必要な予算を認めるというような方法で協力するということが必要になってくるのではないかと考えております。

参考人（小沢樹里君） 私は、裁判員が、私も小さな息子がいますが、先生がおっしゃったように、小さな頃からの理解というのが、この先長く見たときに非常に大きな可能性につながるのではないかと子供を通して感じるがありました。

その中で、実を言うと私はこの裁判員裁判が始まる前に模擬裁判というものに参加したことがあ

ったんですが、そのときに感じたのは、裁判官の誘導がかなり多いということを感じました。ですが、実際自分自身が体験をして、中に入ってみたわけではないですが、新聞など客観的に裁判員の評価というものを最終的に聞いたときに、かなり裁判員自身も自覚を持って判断した場合には、そうではなくてしっかりと意見を言っているんじゃないかなというのを感じました。だからこそ、私たちの新聞には、裁判官と私たちの差があったというふうな見出しがあったんですね。それがあってよかったなというのを感じました。

二点目に、裁判員をやる上で男女比であったり年齢比というものもしっかりと組み込んでいかなないと、やはり差がどうしても出てしまうのではないかなと思います。というのも、意見を言うとなつたときに、被害者がどの年齢かというのが分かりませんが、そうなったときに、やはり年齢が様々いないと平等を保てないというような感じがします。

また、あとは、写真を見るとということに関しても、先ほど話しましたように、遺体であったりとか傷の写真であったりとか、そういうものを見たらんだというふうな前置きをしっかりとこの先もしていくということが非常に大事になっていくのではないかな。見ないかもしれない来るとのよりは、見るということを前提に来ることで心構えと

精神的な安心感も得られるのではないかなと思います。

また、四つ目が、裁判員は、私は人を見る目がしっかりあると思います。確かに法律の上では素人ですが、人として熟練した方もいらっしゃいますので、そういう面では、先ほど両方にいらっしゃる先生方がおっしゃるように、サラリーマンであったり主婦目線がしっかりと判決の中にまで行き届いた文面になるように、私は、今後そういうようなところもしっかりと見ていく、だからこその市民の意義があるんだということを感じるというのが必要だと思います。

それから、最後になります。地域性であったりとか勝手な思い込みというものがまだまだ、裁判員をやる中でかなり柔軟に考えましようということ、ストップウォッチであったりとか、いろんな意見があります。被害者の中でも、十分に意見陳述を言えないよという裁判員と、一時間できますよという裁判員がいろいろあるんですね。

その流動性というものが何で変わっているのかということ、実を言うと検察官だと思っただけで検察官の勉強であったり被害者とのコミュニケーションというものがしっかりとすることで十分に解決するものもあるんじゃないかなと思いますので、検察官にしっかりと、被害者に対してのコミュニケーションという面ではそこを十分勉強していく

ことでかなりクリアになっていくんじゃないかなと私は感じております。

以上です。  
参考人（泉澤章君） もつお二人の参考人の方々の意見で大分尽くされているというふうに思います。

私も、一番大切なを一つだけといったら、やはり教育であるかと思えます。ただ、裁判員裁判だけの教育をするというのはそれほど効果はないのかなと思います。なぜなら、やっぱり先ほどから何度も出ておりますように、裁判員は負担を負うんですけれども、裁判員において導かれる客体じゃなくて、自分たちが主体となって物を考えて発言をし評議をするという、本当に民主主義の、言ってみれば民主主義の学校じゃないですけれども、そういうところがあるわけなんですよね。

日本人って、ずっと戦後そういう教育を受けてきたといいながら、私も含めて、やっぱりそういうのが不得意ではないですか。それをやはり私たちの次の世代、新しい世代の方々が、そういうじゃない、人間は多様性があり、かつ意見を言い、みんなで話し合った上で物事を決めていくんだということが、やっぱり学校教育においてきちんと、きちんとこれが教育されていけば、きつと裁判員裁判にあなたなりませんかと言われても、私はこの国をつくっている国民であると、民主主義を自分

たちが体現し現実化していくためには参加します、そしてそこで私の意見を述べます、そしてそこで決めていきますということができると思っただけです。よな。

なので、皆さんも同じことを言っていると思っただけでも、教育、次の世代への教育、しかも裁判員裁判特有というよりはむしろ民主主義はかなるものかという教育を本当に、形だけじゃなくて、本当の意味でやっていくことこそが一番この制度を続けていくことに大事だということに思っています。

以上です。  
田中茂君 ありがとうございます。まさに私も教育だと思っております。

もう一つ、小沢参考人がおっしゃったように、何らかの証拠の一つにしても、確かに一言何か丁寧に説明をしてあげれば、その証拠どういふ証拠なのかと、そのたつた一つの、裁判官なり誰かがそういう丁寧に説明しただけでも全然違ってくる、確かにそう思っております。

今日は本当に三人の参考人の方に貴重なお話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

谷亮子君 谷亮子です。よろしく願いいたします。

本日は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法